

平成21年度 国立大学法人大分大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 教養教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ◇ 教養教育の全般的見直しを行い、豊かな感性と教養並びに倫理観を備えた、人間性豊かな人材を育成する。
 - (実施事項) 1
 - ・ 教養教育の全般的な見直しにより、人間性豊かな人材育成のため、平成20年度に策定した「自己を認識し進路を考える」等、新たな10主題編成のもとで全学共通科目を実施する。
 - ◇ 国際性を身に付けた人材を育成するため、異文化理解力、情報活用能力や外国語を含むコミュニケーション能力の向上を図る教育を充実させる。特に、英語については、「仕事で英語が使える」人材の育成を目指して教科内容等の改善を図る。
 - (実施事項) 2
 - ・ 国際性を身に付けた人材を育成するため、国際理解教育ゼミナール科目を継続するとともに、平成20年度に策定した新たな教養教育カリキュラムにより、学部教育との連携を明確にして外国語ゼミナール科目を実施する。
 - ◇ 導入教育の充実を図り、学習の動機付けを高める。
 - (実施事項) 3
 - ・ プロジェクト型授業などの新たな主題編成のもとで、学生の動機付けを深める教養教育内容を強化する。
 - 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
 - ◇ 学士課程での教育により、自らの専門を積極的に生かし、社会に貢献することができる人材を育成する。また、大学院へ進学し、高度な専門的知識の習得を目指す人材の育成を図る。
 - (実施事項) 4
 - ・ 新たな主題編成のもとで、学生の動機付けを深める教養教育内容を強化する。
 - ◇ 大学院課程での教育により、教育者、研究者及び高度専門職業人として国内外で活躍することができる人材を育成する。
 - (実施事項) 5
 - ・ 引き続き、教育課程及び履修方法の改善・充実を図る。
 - 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ◇ 学生による授業評価の分析と適切な成績評価の結果を踏まえて、教育の成果・効果の検証を行う。
 - (実施事項) 6
 - ・ 学生による授業評価の分析と適切な成績評価の結果を踏まえ、引き続き教育の成果・効果の検証を行う。
 - ◇ 各授業科目の到達目標を明確にし、履修した学生の達成度を調査する。
 - (実施事項) 7
 - ・ (平成19年度完了)

- ◇ 社会（雇用主等）に、卒業生及び修了生の能力及び教育成果に関する調査を行い、その調査結果を教育課程・教育内容等の改善に活用できるシステムを構築する。

(実施事項) 8

- ・ 卒業生及び修了生の教育成果に関する実態調査を充実させ、調査結果を基にキャリア形成教育プログラムの検証を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

「学士課程」

- ◇ アドミッション・ポリシーの周知・徹底を図るための広報活動を一層充実させる。

(実施事項) 9

- ・ 引き続き、アドミッション・ポリシーの周知・徹底を図るため、更なる広報活動の展開を図る。

- ◇ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するために、入試方法（募集単位・科目・問題作成等）の改善を行う。また、A0入試の導入を検討する。

(実施事項) 10

- ・ （平成19年度完了）

- ◇ 入学後の追跡調査に基づき、推薦・社会人などの特別選抜、一般選抜及び編入学について、選抜方法及び募集人員等の見直しを検討する。

(実施事項) 11

- ・ アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜方法や募集人員等の見直しについて、各学部と入試部門会議が連携して、入学者の確保に向け、充実・改善を図る。

- ◇ 本学と高等学校との連携を通じて、高等学校教育と大学教育のより適切な接続方法等を検討する。

(実施事項) 12

- ・ 本学と高等学校との連携を通じて、高等学校教育と大学教育のより適切な接続方法等を検討し、平成20年度に採択された高大連携GPを進める。

- ◇ 留学生の受入れについては、入試情報などの積極的な提供により、留学生数の増加を目指す。

(実施事項) 13

- ・ 入試情報などを積極的に提供するとともに、留学生数を増加させる方策について検証を行い、必要な改善策を講じる。

「大学院課程」

- ◇ 研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、適切な入試科目・入試方法等を検討する。特に、社会人の再教育等への配慮を十分に行う。

(実施事項) 14

- ・ （平成20年度完了）

- ◇ 社会人の大学院入学者数を増やすために、昼夜間開講科目の充実・改善を図る。

(実施事項) 15

- ・ （平成20年度完了）

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ◇ 本学の基本理念・目標を実現するため、各学部と各研究科の授業科目の到達目標を明確にする。

(実施事項) 16

- ・ (平成19年度完了)

「教養教育」

- ◇ 教養教育では、意思伝達・情報活用の力を重視し、語学力と情報活用能力などの基礎的共通教育の充実を図るため、授業科目の具体的な到達目標を定めた教育課程を編成する。

(実施事項) 17

- ・ 国際理解教育ゼミナール科目を継続する。また、英語教育については、TOEICを全学実施し成績評価への活用を継続するとともに、その改善を進め、情報活用能力については、平成20年度に策定した新たな教養教育カリキュラムにより、主題科目の一つとして位置付けて実施する。

- ◇ 学生本位の立場から、多様なメディアを活用して教育内容・方法の改善を図る仕組みを作るほか、個々の学生が自ら能力を伸張するための多様な学習方法（補習授業や基礎セミナー・現地学習など）を工夫する。

(実施事項) 18

- ・ 個々の学生が自ら能力を伸張するための多様な学習方法（補習授業や基礎セミナー・現地学習など）の改善・充実を進める。

「学士課程」

- ◇ 育てるべき人材像に基づいた教育課程の編成を行うとともに、教育課程の見直し・点検を組織的に行い、その改善・充実を図る。

(実施事項) 19

- ・ 「自己を認識し進路を考える」等、新たな10主題編成のもとで全学共通科目を実施し、学士教育課程と教養教育の体系化が図られているかについて検証を行う。

- ◇ 職業意識を啓発する授業科目を充実させるとともに、インターンシップ等の拡充を図り、卒業後の進路を適切に選択できる能力を高める。

(実施事項) 20

- ・ 卒業生及び修了生の教育成果に関する実態調査を充実させるとともに、各種調査結果を基にキャリア形成教育に係る主題編成の検証を行う。

- ◇ 学部学生の大学院進学意欲を高めるため、優れた学生には、大学院で開講されている授業科目を受講できるようにする。

(実施事項) 21

- ・ (平成19年度完了)

- ◇ 大学院教育との接続を考えた教育課程を編成し、進学希望者に対して適切な指導を行う。

(実施事項) 22

- ・ 「教育改革の課題と方策」に基づき、進学希望者への適切な指導方法の改善など、大学院教育への接続を考えた学士教育のあり方について検証を行う。

「大学院課程」

- ◇ 各研究科の育てるべき人材像に基づいた教育課程の編成を行うとともに、教育課程の見

直し・点検を組織的に行い、その改善・充実を図る。

(実施事項) 23

- ・ 引き続き、育てるべき人材像に基づき、教育課程の改善・充実を図る。

◇ 各研究科の壁を超えた教育課程を整備し、学生が他の研究科の授業科目を履修できるようにする。

(実施事項) 24

- ・ (平成19年度完了)

○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

◇ FD 研修を一層充実させるとともに、教員が相互に授業を参観し研修する公開授業等を実践する。

(実施事項) 25

- ・ FD 研修を一層充実させるとともに、教員が相互に授業を参観し研修する公開授業等を実践する。

◇ 少人数クラス編成により、教養教育・導入教育等の充実を図る。

(実施事項) 26

- ・ 平成20年度に策定した新たな教養教育カリキュラムにより、少人数編成を取り入れた全学共通科目を実施し、教養・導入教育段階での少人数教育を充実させる。

◇ 遠隔授業システム利用のための研修を行い、活用の拡大・促進を図る。

(実施事項) 27

- ・ 遠隔授業システムの改善を進め、システムの活用を促進する。

◇ 各授業科目のシラバスの形式を統一し、その内容の改善や電子化・一般公開を図る。

(実施事項) 28

- ・ (平成19年度完了)

◇ 学外で取得した各種検定試験等に応じた単位認定の幅を広げる。

(実施事項) 29

- ・ (平成20年度完了)

◇ 学生用図書を充実させ、学生の自己学習を支援する e-Learning を推進する等、教室外での学習を促す学習環境の整備を図る。

(実施事項) 30

- ・ 学生用図書を充実させるとともに、教養教育棟等の改修により学習環境の整備を図る。

◇ 放送大学をはじめ他大学（外国の大学等を含む）との単位互換を推進する。

(実施事項) 31

- ・ 他大学との単位互換を推進し、平成20年度に採択された大学連携 GP を進める。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

◇ 学士課程においては、6段階成績評価や GPA 制度等による成績評価の実施状況について分析し、適切な成績評価を実施する。

(実施事項) 32

- ・ (平成19年度完了)

◇ 各授業科目の成績評価基準を明確にし、特に同一名称の科目等については成績評価の一貫性を図る。

(実施事項) 33

- ・ (平成20年度完了)

◇ 成績評価のための課題レポート及び定期試験等の解説や、模範解答例の公表を積極的に行う。

(実施事項) 34

- ・ 引き続き、定期試験等の解説や解答例の作成と公表の徹底を図る。

○ 教育の改善に関する具体的方策

◇ 大学教育開発支援センターを改組した高等教育開発センター(仮称)において、教育内容及び教育方法に関する企画・開発、教育支援、教育評価の見直し等を行い、教育改革を推進する。

(実施事項) 35

- ・ 全学教育機構において、高等教育開発センターの支援のもと、平成20年度に策定した新たな教養教育カリキュラムを踏まえた教育内容の企画開発等を進める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 教養教育、学部、研究科等の教育実施体制等の整備・充実

◇ 教育研究評議会、教養教育委員会、教務委員会並びに大学院委員会で教育実施体制を見直し、高等教育開発センター(仮称)の支援を受けながら、権限と責任のある全学的な教養教育実施体制、学部及び研究科ごとの教育実施体制を整備・充実させる。

(実施事項) 36

- ・ 全学教育機構において、部局・関連する学内共同教育研究施設を統括して、教養教育のカリキュラム企画編成と運営を行う。

◇ 教育研究評議会及び教養教育委員会、並びに教務委員会の議を経て、教養教育と専門教育との横断的な連携を図るための体制を早急に確立する。

(実施事項) 37

- ・ 全学教育機構において、部局・関連する学内共同教育研究施設を統括して、教養教育のカリキュラム企画編成と運営を行う。

○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

◇ 教育の実施体制の充実・改善を図るために、教職員を柔軟に配置することを教授会、教務委員会及び教育研究評議会で検討する。その際、教員の研究上の専門性が十分発揮されるように配慮する。

(実施事項) 38

- ・ (平成20年度完了)

◇ 教養教育と専門教育の有機的連携を推進するため、教養教育委員会で教養教育における全学出動方式を徹底し、平成17年度までに全学のすべての教員が、実施可能な教養教育科目の登録を行う。

(実施事項) 39

- ・ 教養教育の全般的な見直しにより、平成20年度に策定した「自己を認識し進路を考える」等、新たな10主題編成のもとで全学共通科目を実施する。

○ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

◇ 教養教育委員会で教養教育の施設・設備の更新を計画的に行い、学習環境の整備を図るとともに、各学部も整備計画を策定する。

(実施事項) 40

- ・ 教養教育棟及び各学部棟等の改修により学習環境を整備する。

- ◇ 抜間キャンパスと且野原キャンパス間の学生ならびに教職員の効率的な移動手段として教養教育委員会の責任でキャンパス間のシャトルバス等を運行する。

(実施事項) 4 1

- ・ (平成 19 年度完了)

- ◇ 多様なメディアを利用した教育を行うため、教務委員会及び教養教育委員会の検討を経て、教授会の了承のもとに講義室・演習室の機器・設備の状況を点検し、総合情報処理センターと連携して全教室への情報ネットワークシステムの整備等の具体的な計画を策定する。また、教育効果を高めるため、教務委員会及び教養教育委員会で SCS, e-Learning 等ネットワークの活用方法を検討する。

(実施事項) 4 2

- ・ 全学的なネットワーク環境の整備や教養教育棟及び各学部棟等の改修によりネットワークを利用した教育学習環境を整備する。

- ◇ 総合情報処理センターを中心に、ネットワークの利用環境の整備、情報教育機器の整備をはじめ、IT 機器の利用方法や情報教育の支援の充実を図る。

(実施事項) 4 3

- ・ 統合認証基盤を用いて、メールアドレスの簡易化及び利用者グループ別一斉メール配信機能により、ネットワーク利用環境の充実を図る。

- ◇ 附属図書館運営委員会において、学習用図書の実質及び電子図書館化への対応を推進し、教育・学習支援機能を高めるとともに、授業時間外の学習等を支援するため、学習環境の整備を行う。

(実施事項) 4 4

- ・ 学習支援機能の強化及び学習環境の整備を進めるとともに、平成 20 年度に行ったりテラシー教育を継続して実施する。また、学生用図書費については、増額要求を行うなど、引き続き充実に努める。

- ◇ 学生の学習を支援するため、教務委員会で全学的な教務情報システムの機能の充実を図る。

(実施事項) 4 5

- ・ 教務情報システムの活用について検証を行い、機能の充実を図る。

- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ◇ 教員評価システムの運用により、評価委員会で教育活動を適切に評価し、教育・学習指導の質の改善に資するフィードバックシステムを構築するとともに、優れた教員に対する支援方策を検討する。

(実施事項) 4 6

- ・ 優れた教員に対する支援策等について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 教員の教育活動の評価について広報委員会が評価委員会と連携して評価結果を公表し、高等教育開発センター（仮称）の FD 活動等を通じて評価結果の活用を図る。

(実施事項) 4 7

- ・ (平成 20 年度完了)

- ◇ 生涯学習を支援するなど、教育上の社会貢献に関する評価システムを評価委員会で整備する。

(実施事項) 4 8

- ・ 教育上の社会貢献に関する評価システムについて検証を行い、必要な改善策を講じる。

- 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
 - ◇ 高等教育開発センター（仮称）を中心として，FD 研修会等を定期的かつ継続的に企画・開催し，教材，学習指導法等の一層の充実を図る。

(実施事項) 4 9

 - ・ 大学院部門会議において，高等教育開発センターと連携のもと，FD 研修等を企画・実施し，教材，学習指導法等の充実を進める。
 - ◇ 高等教育開発センター（仮称）が実施するFD 研修会において，少人数授業，双方向型授業やメディア教育，指導法等，学生の学力に応じた教育・学習指導法のあり方の研修を行い，これに基づき教務委員会及び教養教育委員会で各授業を組織的に改善する。

(実施事項) 5 0

 - ・ 全学教育機構において，高等教育開発センターの支援のもと，教育方法等について改善を進める。
 - ◇ 高等教育開発センター（仮称）でe-Learning システム等の有効活用を検討し，学生の学力レベルに合った教材を開発，提供するとともに，定期的な見直しにより，グレードアップを図る。

(実施事項) 5 1

 - ・ 高等教育開発センターにおいて，e-Learning システム等を活用した教育方法について改善を進める。
 - ◇ 教務委員会及び教養教育委員会を中心にTA等を積極的に活用して教育効果の向上を図る。

(実施事項) 5 2

 - ・ （平成20年度完了）
 - ◇ TAなどの教育補助者の資質の向上を図るために研修等を実施する。

(実施事項) 5 3

 - ・ TAなどの教育補助者の資質の向上を図るために研修等を引き続き実施する。
- 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策
 - ◇ 全国共同教育は，高等教育開発センター（仮称）のメディア教育プロジェクトによって推進する。

(実施事項) 5 4

 - ・ （平成20年度完了）
 - ◇ 高等教育開発センター（仮称）が中心になってSCSやMINCSの利用を促進するとともに，遠隔授業システムを積極的に活用する。

(実施事項) 5 5

 - ・ 引き続き，遠隔学習プログラムの実施体制の整備を継続する。
 - ◇ 教務委員会及び教養教育委員会が高等教育開発センター（仮称）及び総合情報処理センターと連携してe-LearningやWeb Learningの広範囲な利用の推進を図る。

(実施事項) 5 6

 - ・ （平成20年度完了）
- (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
 - 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
 - ◇ 学生が授業科目や専門，専攻を選択する際に実施するガイダンスの改善を図る。

(実施事項) 5 7

- ・ (平成 19 年度完了)
- ◇ 学生の学ぶ意欲を引き出し、それに応えるための相談体制と学習効果を高める助言体制の整備・充実を図るとともに、学習支援のための環境整備に努める。
 - (実施事項) 5 8**
 - ・ 学生への相談体制と学習効果を高める助言体制の整備・充実を図るとともに、平成 20 年度に採択された学生支援 GP に取り組む。
- ◇ 学生の学習を支援するため、指導教員、保健管理センター、事務職員等（教員以外の者）の 3 者が連携・協力を図るためのネットワーク作りを行い、オフィスアワー制度の見直し、TA 及びチューターの配置、進路相談体制等、学生の生活面及び精神面でのサポート体制を強化する。
 - (実施事項) 5 9**
 - ・ (平成 19 年度完了)
- ◇ 学生の学習意欲を喚起するため、学業成績優秀者及び課外活動において顕著な成績を上げた学生の表彰制度を導入する。
 - (実施事項) 6 0**
 - ・ (平成 19 年度完了)
- 生活相談・就職支援等に関する具体的方策
 - ◇ 各学部及び保健管理センター等において、学生の生活や心身の健康に関するカウンセリング等の相談体制と健康管理のための支援体制を整備し、きめ細かい包括的な相談体制を構築する。
 - (実施事項) 6 1**
 - ・ (平成 19 年度完了)
 - ◇ 学生及び留学生の厳しい就職状況に対応するために、キャリア教育を推進するとともに、就職支援の体制と組織（就職支援室）の整備・充実を図る。
 - (実施事項) 6 2**
 - ・ 平成 20 年度に策定した OB・OG によるキャリアサポーターの具体的な活用方策に基づき、キャリアサポーターによる企業セミナー等を実施する。
 - ◇ インターンシップを推進し、就業体験による学習意欲と職業意識の向上を図る。
 - (実施事項) 6 3**
 - ・ (平成 20 年度完了)
 - ◇ 充実した学生生活を実現するために、学生生活関係の情報化を推進するとともに、学生寄宿舍及び福利厚生施設などの生活支援施設の充実と利便性の向上を図る。
 - (実施事項) 6 4**
 - ・ 学生寄宿舍の改修を完了する。
 - ◇ 日常的に学生からの意見を汲み上げるため、学生との意見交換会を定期的に行い、同時に、学内各所に提案箱（仮称）を設置する。
 - (実施事項) 6 5**
 - ・ (平成 19 年度完了)
- 経済的支援に関する具体的方策
 - ◇ 学生生活の継続に必要な経済基盤の確立に資するため、奨学金、授業料免除、アルバイトの紹介など多面的な支援体制を取りながら、学生生活の維持及び充実のための方策を総

合的に推進する。

(実施事項) 66

- ・ 入学料・授業料奨学融資制度について、より一層周知を図り、当制度の活用を推進する。

○ 社会人・留学生等に対する配慮

- ◇ 生涯学習の観点から、増加する社会人学生に対して、学習機会へのアクセシビリティを向上させるとともに、学生の特性・個性に応じた支援を行う。

(実施事項) 67

- ・ 引き続き、社会人学生に対する学習支援を継続する。

- ◇ 国際化の流れの中で増加しつつある外国人留学生に対して、各学生の特性・個性に対応した支援を行う。

(実施事項) 68

- ・ 留学生受入れプログラムの改善・充実について検証を行い、必要な改善策を講じる。
- ・ 留学生の学生生活及び社会生活の支援体制について検証を行い、留学生と日本人学生の交流を充実させる。
- ・ 留学生用宿舎・住居の整備充実について検証を行い、必要な改善策を講じる。
- ・ 卒業・帰国留学生の再教育支援及び同窓会組織基盤の整備について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 障害を持つ学生に対する支援体制の充実と環境の整備を包括的に推進する。そのために、指導体制や指導方法の工夫改善点を取りまとめるとともに、施設・設備等の整備を進める。

(実施事項) 69

- ・ 身体等に障害のある学生の支援委員会を中心に、要支援学生への教育支援体制及び教育指導体制について継続して検証を行うとともに、教育環境等を整備する。

○ その他の方策

- ◇ 大学開放事業など各種の事業実施において学生との協力関係を構築し、学生の多様な成長を促すとともに教育効果の向上を図る。

(実施事項) 70

- ・ 引き続き、大学開放イベントや大学等開放推進事業（Jrサイエンス事業）、PECの会及び活き²プロジェクト等を実施するとともに、各部局が実施するシンポジウム等への学生参加を促す。

- ◇ 学生によるボランティア活動の推進のため、学内におけるボランティア支援センター（仮称）の設置や活動の単位化などについて検討する。

(実施事項) 71

- ・ （平成19年度完了）

- ◇ 学生の人間の成長を促す場として、正課外の自主的活動の活性化を図るとともに、施設の改善や条件整備を進める。

(実施事項) 72

- ・ 整備計画に基づき、課外活動施設の整備を順次行うとともに、課外活動の支援体制の強化を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○ 大学として重点的に取り組む領域

- ◇ 研究教育拠点を目指すための人間環境科学、福祉科学、生命科学の学問分野に関する研

究

(実施事項) 73

- ・ 研究計画に基づき、課題研究を推進するとともに、学際領域セミナーを継続し、学際的研究での研究プロジェクトを立ち上げる。

- ◇ 高度な資質を備えた学校教員の養成及び教育臨床，発達臨床，現職教員研修，生涯学習支援システムなど，地域の教育課題解決を目指す研究

(実施事項) 74

- ・ (平成20年度完了)

- ◇ 国際社会との連携を射程に入れた地域共生社会（福祉，文化，社会経済，情報ネットワーク）の実現を目指す研究

(実施事項) 75

- ・ 「社会・人文科学」に関する課題研究を推進するとともに，シンポジウム等の企画・実施を行う。

- ◇ 生命現象の基礎的研究並びに健康の維持・増進，疾病の治療・予防に寄与する独創的，先導的研究

(実施事項) 76

- ・ 「生命現象の独創的，先導的研究」に関する課題研究を推進する。

- ◇ 疾病を医学的側面のみならず，文化的・社会的・経済的背景を含めた生態系全体の中に位置付ける研究

(実施事項) 77

- ・ 「生態系を見据えた疾病への多面的なアプローチ」に関する課題研究を推進する。

- ◇ 加齢に伴う問題を医療，工学，福祉面など学際的に研究し，ライフステージに応じて質の高い生活を保障するための研究

(実施事項) 78

- ・ 「加齢医学」に関する課題研究を推進する。

- 研究成果の社会への還元に関する具体的方策

- ◇ 地域社会との双方向的なコミュニケーションの積極的な推進によって，社会貢献の充実を図るために，地域の産業振興や新産業創出などに貢献する共同研究を地域共同研究センター及びコミュニティ総合研究センターを中心に積極的に進める。

(実施事項) 79

- ・ 研究シーズ集の記載内容について見直しを行い，更に充実を図る。また，地域のニーズを調査し，それに対応したシーズ発表会と産学交流会を複数回開催する。

- ◇ イノベーション機構の設置によって，リエゾン・オフィス等を一層充実させるとともに，相談等の窓口機能の充実を図る。

(実施事項) 80

- ・ 「産学官連携戦略展開事業」と連携してリエゾン・オフィス体制を充実させるとともに，同オフィスの機能等について引き続き検証を行い，必要な改善策を講じる。

- ◇ 大分 TL0 を活用し，年間 15 件程度の特許の申請を実現する。

(実施事項) 81

- ・ 法人が承継した出願発明について，引き続き 15 件程度の審査請求を行う。また，審査請求された大分大学帰属の出願発明の権利化の状況を踏まえ，その知財管理体制について，必

要な改善策を講じる。

○ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

◇ 研究の評価体制の充実を図る。

(実施事項) 8 2

・ 引き続き、研究の評価体制について検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 国内外の学会などへの貢献や高く評価された研究成果、受賞についての情報をはじめとする研究活動に関して、幅広い広報体制を整備し、研究水準・成果の検証に資する。

(実施事項) 8 3

・ (平成 19 年度完了)

◇ 国内外の研究者・実践者等を招聘して講演会等を開催し、研究交流を深めることで研究、教育、実践の活性化を図る。

(実施事項) 8 4

・ 国内外の研究者・実践者等を招聘して講演会等を開催し、研究交流を深めることで研究・教育・実践の活性化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○ 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

◇ 教員の教育と研究の活動分野に関する役割分担を考慮したシステムの開発を進め、研究実施体制の改善に努める。

(実施事項) 8 5

・ 平成 20 年度までに実施した教育特任教授制度及び教員組織等の検証を行い、研究実施体制の改善を図る。

◇ 研究の重点化を図るため、教員の流動的配置を行うシステムを構築する。

(実施事項) 8 6

・ (平成 20 年度完了)

◇ 学科(学部, 大学)を越えたプロジェクト形式の研究を推進できるような柔軟な研究体制の整備を行う。

(実施事項) 8 7

・ 全学研究推進機構(仮称)等を整備し、研究プロジェクトを推進する。

◇ 研究活動を支援するため、研究支援職員等を配置する。

(実施事項) 8 8

・ 研究支援体制の点検を行い、改善する。

○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

◇ 研究の緊急度, 必要性, 社会的評価等に基づき, 予算の重点配分などを行えるような柔軟な体制を構築する。

(実施事項) 8 9

・ 平成 20 年度までの実績等を踏まえ, 引き続き事業の見直しや優先順位を勘案し, 予算配分の重点化・効率化を図る。

○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

◇ 研究室及び研究設備・機器等の整備を行う。

(実施事項) 9 0

・ 設備マスタープランに基づいた機器更新を図る。

◇ 研究の重点化を図るため、研究室の再配置とレンタルラボを整備する。

(実施事項) 9 1

- ・ 「有効活用スペース推進計画」に基づき、オープンスペースを確保し、研究の重点化や有効活用を推進する。

○ 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

◇ 本学における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的に実施するための体制として、大分大学知的財産本部を設置する。

(実施事項) 9 2

- ・ 平成20年度の活動を踏まえ、外部資金の獲得に努め、知的財産の創出と活用を促進する体制を整備する。

◇ 地域共同研究センターを中心に、教員のための知的財産に関する教育等を行い、教員の知的財産に対する理解と意識の向上を図り、併せて事務職員等の知的財産管理能力を高める。

(実施事項) 9 3

- ・ 学内教員向けの知的財産に関するセミナーを継続して開催していくとともに、医工分野の新任教員を対象とする知的財産に関する研修会を企画・実施する。また、工学部との連携のもとで開講している工学研究科の学生を主たる対象とする「知的財産特論」も継続して実施する。

◇ 大分 TL0 を活用した、大学の技術シーズと産業界ニーズのマッチングを促進するための情報提供、教員と企業等との共同研究や受託研究のコーディネーション活動、企業等に対するコンサルティング活動を通して、知的財産の創出・権利化に努める。

(実施事項) 9 4

- ・ 有限会社大分 TL0 の業態変化に伴い、出願発明のあり方の再検討が必要になっていることから、大学内部での産学官連携活動と知的財産管理との連携のあり方について検討を行う。

◇ VBLによる学内ビジネスインキュベーション活動を推進し、知的財産の活用を図る。

(実施事項) 9 5

- ・ 学生の起業家精神の涵養とベンチャーの啓発活動を企画・促進する。また、第3期プロジェクト研究Aを開始し、より一層の展開と共同研究を推進する。

○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

◇ 教員の研究活動に関する自己点検・評価及び外部評価等の結果をデータベース化して公表するとともに、その評価結果をフィードバックし、研究活動を改善するための組織・システムを構築する。

(実施事項) 9 6

- ・ 研究業績データを充実させ、教員の研究活動の改善を図る。

◇ 教員の研究の改善、特に質的向上を図るとともに、研究活動について広く社会に情報公開するために、研究計画・研究活動に関する報告書の作成とその公開を進める。また、研究活動・研究成果の評価に関する手法などを検討する。

(実施事項) 9 7

- ・ 研究活動・研究成果の評価に関する手法などについて検証を行い、必要な改善策を講じる。

○ 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

◇ 学部・学科の枠にとらわれず，学内外の研究者の研究交流を促進するため，学内共同教育研究施設等の整備を行い，共同研究の体制を充実させる。

(実施事項) 98

- ・ 共同研究の体制について検証を行い，学内外の研究者の研究交流を促進するための学内共同教育研究施設等の整備を推進する。
- ・ 共同研究プロジェクトを推進する。

◇ 共同研究を創出するため，情報交換や多様な研究について話し合う交流スペースを確保する。

(実施事項) 99

- ・ 交流スペースの確保に努める。

○ 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

◇ カリキュラム等の見直し，各種委員会の統廃合を通じ，研究環境を整備する。

(実施事項) 100

- ・ 改編後の運営組織について引き続き検証を行い，研究環境の整備を推進する。
- ・ 平成20年度に見直した教養教育カリキュラムについて，実施上の調整等を行い，教育活動の効率化を進め，研究環境の整備を推進する。

◇ サバティカル制度の導入等，研究に専念できるような仕組みについて検討する。また，各種委員会の統廃合を行うことによって，日常的な研究時間の確保を図る。

(実施事項) 101

- ・ 研究に専念できる環境整備として，各種委員会の更なる統廃合を検討し，削減等の見直しを進める。

◇ 国際交流・学術振興基金の財源の確保に取り組み，その運用方法を改善する。

(実施事項) 102

- ・ 基金の再構築の実現に向けて具体的な準備を進める。

◇ 新しい研究分野へのセンター等の設置，既設センター等の統合などについて検討する。

(実施事項) 103

- ・ これまでの設置・統合について検証を行うとともに，引き続き新しい研究分野に対応した設置・統合について検討を進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

○ 地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

◇ 本学研究者の研究内容・成果などのデータベースを整備し，地域との連携・貢献に役立てる。

(実施事項) 104

- ・ 公開HPの研究者総覧について更に検証を行い，必要な改善策を講じる。引き続き，連携協力協定を実施した自治体との協力事業を推進する。

◇ 児童・生徒から専門的職業人をはじめとした社会人までの生涯学習の支援のために，生涯学習教育研究センターを中心として，公開講座・公開授業をはじめとした大学開放事業について，総合的に取り組む体制を整備するとともに，事業の質的向上と量的拡充を図り，地域社会との連携・協力，地域への貢献を推進する。

(実施事項) 105

- ・ 大分県等と連携・協力してフォーラムや講演会を実施するほか，高等教育開発センターでは，公開講座・公開授業の拡充や生涯学習指導者の育成及び生涯学習課題の研究等

も積極的に行う。

◇ 学部及び研究科と連携して、社会人の再教育や生涯学習の場を拡充する。

(実施事項) 106

- ・ 引き続き、自治体や諸団体との連携を継続し、社会人や生涯学習の場の整備を進める。

[教育]

◇ 社会のニーズをもとに、教育・福祉、経済学、工学、医学・看護学・医療等に関する教育サービスを行い、本学と産業界並びに地域社会の連携・協力を図る。

(実施事項) 107

- ・ 引き続き、本学の専門性を生かした大学開放事業を継続して推進する。

[研究]

◇ 学内における研究・技術開発の成果を収集し、情報ネットワークを用いた情報発信により産業界との連携・協力を促進する。

(実施事項) 108

- ・ 公開HPの改善を図り、情報発信を強化する。

◇ 地域連携推進機構を改組してイノベーション機構として発足させ、地域社会ニーズの把握、地域とのコミュニケーションの確立を図り、種々の要請に一元的かつ迅速に対応可能なネットワークを形成する。

(実施事項) 109

- ・ 「産学官連携戦略展開事業」と連携してリエゾン・オフィス体制を充実させるとともに、同オフィスの機能等について引き続き検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 諸外国の大学や研究所との共同研究体制を整備し、協力と支援を推進する。

(実施事項) 110

- ・ (平成19年度完了)

○ 産学官連携の推進に関する具体的方策

◇ 地域共同研究センターを中心とした共同研究・受託研究を一層推進する。

(実施事項) 111

- ・ 地域共同研究センターにおいて、金融機関等との連携により地域産業界のニーズを把握するとともに、コーディネーターによる教員とのマッチングを行い、共同研究の推進を図る。また、学内教員及び地域企業のニーズに対応した講演会を開催する。

◇ 大分大学知的財産本部を中心に、学と産・官の連携により、知的創造サイクルの形成に努める。

(実施事項) 112

- ・ 発明届の提出から、その評価・出願、更に活用に至るまでの個々のプロセスにおいて、質の向上を含めた効率化を進めるための方策について検討し、実行する。

○ 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

◇ 単位互換の拡大のほか共同授業、共同セミナーなどによって連携を深める。

(実施事項) 113

- ・ 地域の他大学等との教育連携を推進し、平成20年度に採択された大学連携GPを進める。

- ◇ 大分県内の他大学等の教員や企業人等を本学の研究員・研究生として積極的な受入れを図る。
(実施事項) 114
 - ・ 引き続き、受入制度の改善策について検証を行い、必要な改善策を講じる。
 - ・ 引き続き、他機関との連携も含め、MOT 教育カリキュラムの充実を図る。

- ◇ 大分 TL0 に参加する地域の公私立大学等との研究上の連携を深め、中核大学としての役割を果たす。
(実施事項) 115
 - ・ 「戦略的大学連携支援事業」と連携し、「地域連携研究コンソーシアム大分」における大学間の共同研究を更に拡充させる。

- ◇ 附属図書館と地域の大学図書館・公共図書館との連携・協力関係を強化し、目録の横断検索サービスを実施する。また、公共図書館との相互貸借サービスについて整備・拡充を行う。
(実施事項) 116
 - ・ 公立図書館との相互貸借サービス及び医学分館デリバリーサービスの評価を行い、各サービスの整備と充実を図る。

- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
 - ◇ 留学生交流及び学術交流に関わる組織的整備の充実を図る。
(実施事項) 117
 - ・ 「戦略的大学連携支援事業」と連携し、留学生の就職支援体制の強化を図るとともに、留学生交流及び学術交流の推進のための組織的体制の整備について検証を行い、必要な改善策を講じる。
 - ・ 地域貢献の一環としての留学生と地域住民との交流について検証を行い、留学生と地域との交流を推進し、地域貢献の充実を図る。

 - ◇ 学生の海外留学・派遣を全学的に推奨し、諸外国、特にアジア諸国への派遣を積極的に推進する。
(実施事項) 118
 - ・ 学生の海外留学・派遣の積極的推進について検証を行い、必要な改善策を講じる。

 - ◇ 外国の大学との教育研究上の交流を推進する。
(実施事項) 119
 - ・ 諸外国の大学との教育研究上の交流のための協定校の拡大を図る。

 - ◇ 国際交流・学術振興基金の適切な運用と増額について検討する。
(実施事項) 120
 - ・ 基金の再構築の実現に向けて具体的な準備を進める。

 - ◇ JICA などによる国際的教育貢献活動に積極的に参加し、その業績を組織として適切に評価する。
(実施事項) 121
 - ・ 引き続き、JICA 奨学金留学生を受入れ、教育貢献を行うとともに、教員データ統合システム等を活用し、その業績を評価する。

- 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
 - ◇ 医療や福祉に関して、国内外、特にアジア諸国の教育・研究機関との連携を強化する。
(実施事項) 122

- ・ 福祉に関して、国内外の研究・教育機関の研究者との共同研究を推進する。

◇ 教職員や大学院生の海外留学・派遣をより一層推進するとともに、留学先・派遣先の大学や研究所との研究協力を強化する。

(実施事項) 1 2 3

- ・ 本学独自の国際交流・国際貢献のための基本戦略に基づいた必要な方策を講じる。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○ 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

◇ 臓器別、機能別診療体制に移行する。

(実施事項) 1 2 4

- ・ (平成 18 年度完了)

◇ 緩和ケア専従チームをつくり、緩和医療を実施する。

(実施事項) 1 2 5

- ・ (平成 18 年度完了)

◇ 地域医療連携センターを充実させる。

(実施事項) 1 2 6

- ・ 地域連携強化及び退院支援部門の強化を引き続き図る。

◇ ボランティアによる支援を大幅に拡大して、患者サービスを充実させる。

(実施事項) 1 2 7

- ・ ボランティアの増員を推進し、活動内容の拡充を図る。

◇ 病院経営戦略を企画し実行するために、戦略的企画部門を設置する。

(実施事項) 1 2 8

- ・ (平成 18 年度完了)

○ 倫理観豊かな医療人育成の具体的方策

◇ 新医師臨床研修管理型病院として充実した卒後研修が遂行できるように整備する。

(実施事項) 1 2 9

- ・ 研修医から要望のあったローテーションプログラムを改善する。

○ 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

◇ 診療科毎あるいは共同して先端医療技術開発と臨床応用の研究課題を設定し、中期目標期間中 3 件の高度先進医療の承認を受ける。

(実施事項) 1 3 0

- ・ (平成 19 年度完了)

◇ 臨床試験を推進する。

(実施事項) 1 3 1

- ・ これまでに構築した豊の国臨床試験ネットワーク、J-CLIPNET 及び大分大学 CTU をそれぞれ発展させ、早期臨床試験から後期臨床試験まで実施可能にする。

○ 適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

◇ 効率的かつ適切な職員配置の観点から、医療技術職員を集約して一元的に組織する。

(実施事項) 1 3 2

- ・ (平成 18 年度完了)

- 医療の質及び医療安全管理に関する具体的方策
 - ◇ 医療事故防止対策と発生時の対応の更なる改善を図り、医療の質を向上させる。
 - (実施事項) 133
 - ・ 医療事故防止対策と発生時の対応について検証を行い、医療の質の向上に資する改善策を講じる。
 - ・ 医療事故発生時における学外専門医の参加による内容評価システムについて検証を行い、医療の質の向上に資する改善策を講じる。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
 - ◇ 学部主導の下に学部・附属連携推進委員会を活用し、学部と附属四校園の組織的な教育・研究を推進する。

(実施事項) 134

- ・ 連携推進のためのプランに基づき、学部と附属校園の連携・協力を実現する。

- 学校運営の改善に関する具体的方策
 - ◇ 各校園の学校評議員制度を活用するとともに、学部との連携を図りつつ、校園長と副校園長の一体的なリーダーシップの下に地域のニーズに適切に対応する教育研究体制を構築する。

(実施事項) 135

- ・ 学部・附属学校園連携推進委員会と連携のもと、問題点の改善を図り、地域のニーズに対応した教育研究体制を構築する。

- ◇ 校園長・副校園長連絡会議を中心として、附属四校園が連携した一体的学校運営を推進する。

(実施事項) 136

- ・ 前年度の成果と課題を基に再度実践し、残された問題点・改善の方策を策定する。

- 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ◇ 附属幼・小・中一貫教育体制の構築とカリキュラム編成の策定を図る。

(実施事項) 137

- ・ 幼稚園、小1、小6及び中1の教師による授業参観・合同授業等を計画的に実施することで一貫教育体制作りを進めるとともに、接続カリキュラムの改善を図る。

- ◇ 附属四校園教員の相互協力による、総合的な入学者選抜体制の充実について検討する。

(実施事項) 138

- ・ 入学者選抜の実施状況を分析して問題点を洗い出し、改善点を協議することにより総合的な入学者選抜体制の充実に向けた協議を行う。

- 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ◇ 公立学校との総合的な研修体制の下に附属四校園における研修の充実を図る。

(実施事項) 139

- ・ 前年度の反省を生かしてよりよい研修の実施に努めるとともに、県教委で行う研修制度に変更があれば、速やかに協議を行い対応する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ◇ 役員会、経営協議会、教育研究評議会等において、人的・物的資源の有効活用と財政基

盤の強化のために、学内コンセンサスの円滑な形成に留意しつつ全学的な経営戦略を確立し、公表する。

(実施事項) 140

- ・ (平成20年度完了)

○ 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

◇ 経営協議会、教育研究評議会等の役割等を明確にするとともに、連携を図り、円滑な組織運営に努める。

(実施事項) 141

- ・ 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の役割及び審議事項の明確化について引き続き検証を行うとともに、円滑な組織運営に努める。

◇ 特定の課題及び横断的な課題については、必要に応じてプロジェクトチームを設置するなど、迅速かつ効率的に対応する。

(実施事項) 142

- ・ 必要に応じて各理事のもとにプロジェクトチームを設置するなど、迅速かつ効率的な対応に努める。

◇ 学内の各種委員会のあり方を検討のうえ、削減等の見直しを行う。

(実施事項) 143

- ・ 各種委員会の統廃合について引き続き検討を行い、削減等の見直しを進める。

◇ 経営協議会において、運営体制の問題点等についての点検を定期的実施する。その点検結果に基づいて必要な改善策を講じ、次年度の年度計画に反映させる。

(実施事項) 144

- ・ 経営協議会において、引き続き運営体制の点検を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 中期目標期間における運営体制の問題点・改善点を検証し、その検証結果を公表する。また、これらの結果を次期中期目標の策定に反映させる。

(実施事項) 145

- ・ 運営体制について検証を行い、必要な改善策を講じるとともに、その検証結果を公表する。

◇ 学長、理事、部局長等による運営会議を活用して、情報の迅速な共有化を促進し、大学運営の円滑化を図る。

(実施事項) 146

- ・ 前年度までに確立した学内 HP により大学の構成員が迅速に情報を共有化できる体制を更に推進する。

◇ 事務組織は教学組織と連携しつつ大学運営の企画立案等に積極的に参画し、学長以下の役員等を直接支えるなど、大学運営の専門職能集団としての機能を発揮する。

(実施事項) 147

- ・ 事務改革会議が中心となり、引き続き大学運営の専門職能集団としての機能を発揮するための事務組織や業務の見直しを進める。

○ 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

◇ 学部長の権限を明確にするとともに、副学部長制の導入など学部長補佐体制を整備し、機動的・効率的な学部の運営体制を確立する。

(実施事項) 148

- ・ これまでに整備した機動的・効率的な学部運営体制について検証を行い、必要な改善策を

講じる。

- ◇ 部局運営の機動性を高めるため、各種委員会を機能的に再編するなど見直しを行う。

(実施事項) 149

- ・ これまでに整備した機動的・効率的な部局運営体制について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 教授会のあり方を見直すとともに、審議事項を精選し、機動的な学部運営を図る。

(実施事項) 150

- ・ これまでに構築した機動的な学部運営に繋がる教授会の運営方法について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ◇ 効率的・機動的な大学運営を行うために、教員・事務職員等の有機的・協働的な分担協力関係を確立する。

(実施事項) 151

- ・ 教員・事務職員等の有機的・協働的な分担協力関係について引き続き検証を行い、教職協働を推進する。

- ◇ 事務系幹部職員を大学運営の企画・立案に参画させる。

(実施事項) 152

- ・ これまでに整備した事務系幹部職員の大学運営の企画・立案への参画体制について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 必要に応じて事務系幹部職員を学部運営に参画させる。

(実施事項) 153

- ・ これまでに整備した事務系幹部職員の学部運営への参画体制について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 大学運営における教員と事務職員等との役割分担を明確にするとともに、連携協力の強化を図る。

(実施事項) 154

- ・ これまでに整備した教員・事務職員等の大学運営における有機的・協働的な分担協力体制について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 教職員や学生の大学運営等に関する意見を取り入れ、フィードバックが可能となるシステムを構築する。

(実施事項) 155

- ・ これまでに構築した意見聴取システムの活用状況を調査し、より一層の活用促進を図る。

- 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ◇ 学内資源（人事・予算等）の効果的な配分を行う。

(実施事項) 156

- ・ 「学長裁量定員」については、人事政策会議での検討を踏まえ、必要な改善策を講じる。また、予算等については、平成20年度までの実績等を踏まえ、引き続き事業の見直しや優先順位を勘案し、予算配分の重点化・効率化を図る。さらに、本学が定めた「財政運営の基本指針」（中期財政計画）（平成19年度改訂）を着実に実行する。

- ◇ 予算面については、一定の枠を留保し、戦略的な分野に重点的に配分するなど柔軟な運

用を図る。

(実施事項) 157

- ・ 本学の将来の発展に緊要と考えられる質の高い事業や中期目標の確実な達成に重点を置いた予算配分を行う。また、「財政調整資金」を活用し、「設備マスタープラン」などへの適切な対応を図るなど柔軟な運用を行う。

- ◇ 施設面については、一定のオープンスペースを確保し、戦略的な分野に重点的に配分するなど柔軟な運用を図る。

(実施事項) 158

- ・ 前年度に引き続き、「有効活用スペース推進計画」に基づき、オープンスペースを確保し、配分の重点化や有効活用を推進する。

- ◇ 人的な面については、学長裁量ポストを確保する等、大学運営上重点的かつ戦略的に取り組む分野に人的資源を機動的に活用できるシステムを構築する。

(実施事項) 159

- ・ これまでに構築した人的資源の機動的な活用方法について検証を行い、必要な改善策を講じる。

- 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ◇ 大学運営において専門性の高い分野（法務，労務，財務，産学連携，知的財産，国際交流，入学者選抜，就職，広報等）に，学外有識者や専門家の登用を図る。

(実施事項) 160

- ・ これまでに実施した学外有識者や専門家の登用について検証を行い，必要な改善策を講じる。

- 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

- ◇ 監査室を設置し，学外専門家を登用しながら，監事と連携して内部監査機能を強化する。

(実施事項) 161

- ・ これまでに整備した内部監査体制について検証を行い，必要な改善策を講じる。

- 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ◇ 業務の効率的な運営のために，共通的な事務処理及び人事交流や研修など，必要に応じて地域や同一分野の大学，学部間の連携・協力体制を整備する。

(実施事項) 162

- ・ これまでに整備した連携・協力体制に基づき，引き続き効果的な国立大学間の人事交流及び私立大学等への研修派遣を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ◇ 教育組織・研究組織の適切な運営のために，学内コンセンサスの円滑な形成に留意しつつ学長，理事，部局長等による運営会議で，協議・検討する。

(実施事項) 163

- ・ 教育組織・研究組織の適切な運営について，引き続き運営会議において協議・検討する。

- 教育研究組織の見直しの方向性

- ◇ 学部，研究科，センター等の組織について，統合のメリットを生かし，学術研究の発展，時代や社会の要請に即応した教育研究組織とするため，学外者の意見も参考にしながら，自主的に定期的な点検評価を行うとともに，見直しを行い，柔軟な組織構成のための積極

的な改革に取り組む。

(実施事項) 164

- ・ 第2期中期目標期間を見据えた将来像に基づき、教育研究組織改革に取り組む。

◇ 新学部構想や大学院の独立研究科の設置計画について検討する。

(実施事項) 165

- ・ 第2期中期目標期間を見据えた将来像に基づき、新学部・大学院独立研究科の設置について、検討を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○ 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

◇ 教員については合理的な教員評価システムを、また事務職員等においては適切な人事考課制度を整備し、段階的に実施する。

(実施事項) 166

- ・ 平成19年度に実施した教員評価の検証結果に基づき、必要な改善策を講じる。また、事務職員の人事考課試行実施状況について点検し、本実施する。

◇ 評価結果の具体的な活用方法について検討する。

(実施事項) 167

- ・ 教員評価の本実施及び事務職員の人事考課試行の検証を踏まえ、具体的な活用方法について検討を進める。

◇ 教育研究、その他特に顕著な業績を上げた教職員については、顕彰制度を設け、表彰する。

(実施事項) 168

- ・ 学長表彰の実施状況について検証を行い、職員のモチベーションの向上に繋がる、より効果的な表彰を行う。

○ 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

◇ 大学運営上重点的な分野及び戦略的に取り組む分野に対応できる人事システムの構築を図る。

(実施事項) 169

- ・ これまでに実施した学長裁量定員等による重点的・戦略的人員配置について検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 柔軟で多様な人事制度（勤務体制、服務体制など）に対応するため、人事問題について検討する専門委員会を設置する。

(実施事項) 170

- ・ これまでに構築した柔軟で多様な人事制度について、「人事政策会議」で検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 教員の兼業を支援するため、多様な勤務体制の導入を検討する。その場合、透明性を確保するため、自己規律の保持と情報開示を視野に入れた服務基準を定める。

(実施事項) 171

- ・ これまでに整備した多様な勤務体制及び服務基準に基づき、兼業の実施状況について検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 事務組織について、管理部門と業務部門の適切な均衡を図る。

(実施事項) 172

- ・ 事務改革会議において、事務体制の整備状況について点検・評価を行う。

◇ 事務職員等の人事は、定期的な異動だけではなく、専門性や適性を重視した人事制度を構築する。

(実施事項) 173

- ・ これまでに構築した専門性や適性を重視した人事制度について検証を行い、必要な改善策を講じる。

○ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

◇ 任期制の導入を検討し、実践的経験や識見を持つ学外者等、国内外の優秀な人材の積極的登用を推進する。現在、実施している公募制については、一層の充実を図る。

(実施事項) 174

- ・ 任期制及び公募制について検証を行い、優秀な人材の積極的登用を推進するとともに、公募制の充実を図る。

◇ 時代に即応した教員選考基準を定め、選考においては研究業績だけでなく、教育・社会貢献・大学運営等の業績を含めた総合的な審査を行う。

(実施事項) 175

- ・ (平成19年度完了)

○ 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

◇ 外国人、女性、障害者、他大学出身者等を、業績や能力に基づき教員として積極的に任用し、その状況を定期的に公表する。

(実施事項) 176

- ・ 「教員選考の基本方針」に基づき、外国人・女性等の採用促進に向けて採用状況を定期的に公表するとともに、検証を行い、必要な改善策を講じる。

○ 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

◇ 特定の専門的知識、実務経験・資格等が求められる分野（法人経営、国際交流、産学連携、知的財産等）については、経験や資格を有する民間人の選考採用が可能となるような制度を導入する。

(実施事項) 177

- ・ これまでに構築した経験や資格を有する民間人の選考採用が可能となる人事制度について検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 事務職員等の専門性向上のため、自己啓発への積極的な取り組みや業務遂行に有用な民間研修等への積極的な参加を推進する。

(実施事項) 178

- ・ これまでの自己啓発への取組及び民間研修等への参加の効果について検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 幅広い経験や見識のある人材を養成するため、九州地区の国立大学法人等と連携して人事交流を推進する。

(実施事項) 179

- ・ 九州地区の国立大学法人等との人事交流を行い、幅広い経験や見識のある人材を養成する。

◇ 事務職員等の資質向上のため、九州地区の大学等と連携して、各種の研修を実施するとともに、業務に関連する資格（外国語、会計簿記、情報処理など）の取得を推奨し、必要な支援を行う。

(実施事項) 180

- ・ 事務系職員の資質向上のため、学内及び他機関での研修支援及び資格取得支援を計画的に実行する。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ◇ 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効率的な人事管理を推進する。

(実施事項) 181

 - ・ 平成21年度人件費シミュレーションを作成し、適正かつ効率的な人事管理を行う。
 - ◇ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

(実施事項) 181T

 - ・ 総人件費改革を踏まえ、平成17年度人件費から概ね4%削減を図る。
 - ◇ 外部資金の導入を促進し、これを基に多様な人材の確保を目指す。

(実施事項) 182

 - ・ 引き続き、外部資金による人材の確保を促進する。
- 給与基準の策定
 - ◇ 教職員の給与に本人の業績が適切に反映されるシステムを検討する。

(実施事項) 183

 - ・ 教員評価結果の人事考課への活用について更に検討するとともに、事務職員の人事考課を実施する。
- 行動規範の策定
 - ◇ 教職員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。

(実施事項) 184

 - ・ 教職員の服務について随時周知し、不正等の事前防止に努める。
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置**
- 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - ◇ 学生の利便性向上のため、学生サービス関係業務（就職支援等）に続き、教務関係業務も可能な限り集中・一元化し、機能的な学生支援体制を構築する。

(実施事項) 185

 - ・ 新教務情報システムについて、平成20年度の実施の状況を踏まえ、システムの運用に関わる見直しを行う。
 - ◇ 多様化する入試に対応するために、専任教員の配置を含めたオフィスを開設し、アドミッション・ポリシーに沿ったAO入試の導入について検討する。

(実施事項) 186

 - ・ 入学企画支援センターを中心に大学間連携 GP 等の新事業を推進する。
 - ◇ 事務組織と教学組織の協力関係を強め、大学運営の支援体制を再構築する。

(実施事項) 187

 - ・ これまでに整備した事務組織と教学組織の協力関係による大学運営の支援体制について検証を行い、必要な改善策を講じる。
- 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
 - ◇ 事務職員等の採用試験及び資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。

(実施事項) 188

 - ・ 引き続き、事務職員採用試験・研修を九州地区国立大学法人と共同して実施する。

◇ 共済事務、雇用保険事務などの共通化を検討し、経費削減を図る。

(実施事項) 189

- ・ 共済事務について、文部科学省共済組合等の協力のもとに更なる事務の電子化を進め、経費の削減を行う。

○ 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

◇ 大学の適切な運営を図るため、総務部と財務部を中心として各種業務について見直し、費用対効果とサービスの向上の観点から外部委託の具体化を検討する。

(実施事項) 190

- ・ これまでに実施した外部委託業務について検証するとともに、大学の適切な運営に資する新たな外部委託業務について検討を進める。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○ 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

◇ 科学研究費補助金については、申請率の100%を目指し、受託研究及び奨学寄附金等の外部研究資金の積極的な獲得を目指す。

(実施事項) 191

- ・ 科学研究費補助金の採択率向上を目指す。また、外部研究資金の積極的な獲得を目指す。
- ・ イノベーション機構において、シーズ育成・プロジェクト形成等を引き続き行い、外部資金獲得を目指す。

◇ 外部研究資金を確保するために、研究シーズ等のデータベースを充実させ、学外への研究成果の積極的な公表を図る。

(実施事項) 192

- ・ 学外への研究成果の公表方法等については、内容の充実度及び学外からの利用のしやすさ等について引き続き検証を行い、必要な改善策を講じる。

○ 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

◇ 大学の役割とニーズに即した適切な検定料・入学金・授業料を設定し、自己収入の確保に努める。

(実施事項) 193

- ・ 平成20年度実績を踏まえて、学生生徒等納付金収入（検定料・入学金・授業料）の確実な確保を図るため、学生の志願者数・入学者数・在籍者数の確保方策を継続して検討・実施する。また、継続して収入の確保状況を部局予算の配分に反映させる。

◇ 附属病院収入については、附属病院の新しい医療領域・技術を開拓するとともに経営改善を推進し、健全経営による増収を図る。

(実施事項) 194

- ・ 医療機器の更新による増収を図るとともに、医薬品・医療材料等の価格の見直しを行い、経費の削減を図る。

◇ 地域社会のニーズに即した公開講座・公開授業を充実することや学内施設の開放を進め、受講料や施設使用料の増加を図る。

(実施事項) 195

- ・ 引き続き、これまでの事業を継続させるとともに、事業の実施方法・内容について検証を行い、事業の改善を図る。

◇ 知的財産権を、基本的には大学に帰属させ、その実施許諾料による収入増加を目指す。

(実施事項) 196

- ・ 平成19年度に策定した権利継承ルールに基づき、知的財産管理体制の検証を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 卒業生への各種証明書等の有料化、再試験受験料の有料化等を検討する。

(実施事項) 197

- ・ (平成19年度完了)

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○ 管理的経費の抑制に関する具体的方策

◇ 財務会計システム等の活用、業務見直し等により、効率的かつ合理的な事務運営を推進する。

(実施事項) 198

- ・ インセンティブが働く予算配分を継続し、管理的経費の点検を行い、その節減に取り組む。

◇ 業務に支障のない範囲内で一斉退庁制度などによる節電、節水及びゴミの抑制に努め、毎年度目標を定めて、計画的に削減する。

(実施事項) 199

- ・ 重油を含む光熱水費は、平成20年度実績を下回ることを目標に削減に取り組む。会議資料・通知文書等のペーパーレス化やゴミの抑制・分別を継続して推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

◇ 点検評価に基づいた土地・施設・設備等の有効利用・維持管理及び保全に努め、有機的に活用する方策を確立するため、経営協議会等で施設マネジメントシステムを構築し、効率的運用を図る。

(実施事項) 200

- ・ 引き続き、「施設・設備等維持管理計画」及び施設パトロールに基づき、維持管理及び保全を行う。

◇ 土地・施設・設備等を効率的・効果的に活用するために必要な財源の確保と適切な予算配分を行い、コスト削減に努める。

(実施事項) 201

- ・ 新たな施設整備手法（補助金や寄附、自己資金、地方公共団体との連携など）による整備に努め、資産の効率的・効果的運用を図るため、「教育研究環境整備費」及び「財政調整資金」の確保や「設備マスタープラン」及び「学術情報基盤整備計画」への適切な対応を図るための予算配分を行う。

◇ 本学所有の知的財産権の積極的な活用方法を構築する。

(実施事項) 202

- ・ 教員対象の知的財産啓発セミナーを引き続き実施するとともに、知的財産活用状況等の点検を行い、必要な改善策を講じる。

◇ 運営費交付金、自己収入及び外部研究資金等について、安全な運用管理を行う。

(実施事項) 203

- ・ 余裕資金の管理については、「資金管理方針」（平成19年度策定）に基づき、安全かつ効率的な運用を継続して行い、自己収入の確保に努める。また、取引銀行については、「取引銀行の健全性を監視する判断基準」（平成16年度策定）に基づき、継続して、定期的に経営状況等の把握を行う。

- ◇ 教育研究活動を安定して遂行できる財務基盤を確保・維持するためのシステムを構築する。

(実施事項) 204

- ・ 「教育研究環境整備費」及び「財政調整資金」を活用するなど、「設備マスタープラン」及び「学術情報基盤整備計画」への適切な対応を図るための予算配分を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ◇ 自己点検・評価及び外部評価等に係る全学的な評価委員会を設置し、毎年度、年度計画に係る自己点検評価を実施するとともに、改善事項と改善方策を検討してこれを的確にフィードバックするシステムも整備する。

(実施事項) 205

- ・ 自己評価等の評価結果について、継続して公表し、内外からの意見を収集するとともに、評価結果及び収集した意見のフィードバックシステムについても検証を行い、必要な改善策を講じる。

- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ◇ 評価委員会で評価結果を全学構成員及び学外へ公表するシステムを整備し、大学運営の改善と改革の遂行に活用する。

(実施事項) 206

- ・ 評価結果に対する学内外からの意見を大学運営の改善と改革に活用する。

- ◇ 本学の評価体制と評価の実施状況を学内外に公表し、次期中期目標・計画の策定、教育研究活動、業務運営の改善に反映するフィードバックシステムを構築する。

(実施事項) 207

- ・ 評価結果のフィードバックシステムについて検証を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 評価結果については、経営協議会等で資源配分の算定に活用することを検討する。

(実施事項) 208

- ・ 引き続き、資源配分に活用することを前提とした評価項目の精査を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ◇ 広報委員会を中心に本学の組織や財務、行事、図書、教育、研究活動を、印刷物、公式ホームページ、広報センターで公開、提供し、国内外との学術情報の連携、交流を促進する。

(実施事項) 209

- ・ 学内発行物掲載の学内研究者による発表論文のリポジトリへの登録のルーチンワーク化を実現し、確実な登録を推進するとともに、学術雑誌掲載論文の登録を拡大する。
- ・ 国際教育研究センターと連携し、公開HPの英語版を充実させる。

- ◇ 大学情報については、広報委員会は評価体制を改善する委員会と連携し、外部有識者の意見も取り入れ、公開システムの見直しを行う。

(実施事項) 210

- ・ これまでに策定した広報ポリシーについて検証を行い、必要な改善策を講じる。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 施設等の整備に関する具体的方策
 - ◇ 各分野の教育・研究・診療等の特性に応じた弾力的な施設設備の有効活用及び環境整備の充実を図るため、施設整備委員会で全学的な既存施設の点検再調査を実施し、経営協議会等で施設マネジメントシステムを構築する。

(実施事項) 211

 - ・ (平成17年度完了)
 - ◇ 経営協議会等で大学の施設等整備の長期構想を策定し、計画的な施設等整備の推進に努める。

(実施事項) 212

 - ・ 「中長期施設整備構想」に基づき、校舎耐震改修及び男子寮改修を行う。
- 施設等の機能保全及び維持管理に関する具体的方策
 - ◇ 施設を長期にわたり活用するために、施設整備委員会で具体的なプリメンテナンス計画を立案し、潜在するリスクに対応する。また、老朽化対策、施設の安全性、信頼性の確保に努める。

(実施事項) 213

 - ・ 「施設・設備等維持管理計画」及び施設パトロール結果に基づき整備を行い、施設の安全性及び信頼性を確保する。
 - ◇ 施設整備委員会で耐震診断結果に基づく耐震改修計画を策定し推進する。

(実施事項) 214

 - ・ 引き続き、「耐震改修計画」に基づき、耐震改修を実施する。
 - ◇ 施設整備委員会でインフラストラクチャーの点検・整備充実に努め、安全で安定的なエネルギー供給を行う。

(実施事項) 215

 - ・ 引き続き、維持管理計画に基づき、インフラストラクチャー各設備の点検・整備を実施する。
- 大学キャンパスにふさわしい環境形成に必要となる具体的方策
 - ◇ 施設整備委員会で学内施設等の社会的弱者への配慮と整備状況を点検し、ユニバーサルデザイン等のための具体的な整備と推進に努める。

(実施事項) 216

 - ・ 引き続き、「ユニバーサルデザイン推進計画」に基づき、整備を行う。
 - ◇ 施設整備委員会、旦野原キャンパス交通対策専門委員会、挾間キャンパス交通対策専門委員会で学内の交通形態の見直しを図り、車両入構規制、駐車場の有料化等の具体的な計画を策定し推進する。

(実施事項) 217

 - ・ 交通形態に対応した駐車場整備等を実施する。
 - ◇ 施設整備委員会で屋外施設・屋外緑化環境の具体的な整備・維持管理計画を策定し、安全で豊かなキャンパスづくりの推進に努める。

(実施事項) 218

 - ・ 引き続き、「屋外施設屋外環境推進計画」に基づき、屋外環境の整備を実施する。
- 2 安全管理に関する目標を達成するための措置**
 - 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - ◇ 新たに設置する安全衛生管理委員会（仮称）で安全管理・事故防止等に関する全学的な

安全衛生管理体制の見直しを図り、施設設備の再点検を行い、改善計画を策定し、安全性等の強化を図る。

(実施事項) 219

- ・ 全学的に安全管理の強化を図るとともに、自己点検を行い、必要な改善策を講じる。

- ◇ 毒物・劇物、化学物質その他危険物等については、安全衛生管理委員会（仮称）で保管場所、保管方法、保管量、管理簿（一連の履歴を含む）等の管理体制を見直し、更なる安全管理の強化に努める。

(実施事項) 220

- ・ 安全管理体制を検証し、更なる安全管理の強化を図る。

○ 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ◇ 防火管理委員会で防火管理規程等を見直し、全学的な災害対策マニュアルを策定するとともに、定期的な防災訓練の実施に努める。

(実施事項) 221

- ・ 災害対策マニュアルに基づき、定期的に防災訓練を実施する。

- ◇ 学生生活支援委員会が安全衛生管理委員会（仮称）及び防火管理委員会と連携して学生等に対する安全・衛生教育及び実験・実習における安全マニュアルを作成し、事故防止の徹底を図る。

(実施事項) 222

- ・ （平成 19 年度完了）

- ◇ 附属学校の児童・生徒等の安全を確保するため、必要な安全対策を講ずる。

(実施事項) 223

- ・ 学校危機管理マニュアルを活用の上、訓練を実施し、児童・生徒の安全確保を徹底する。

- ◇ 安全衛生管理委員会（仮称）及び環境整備委員会で全学的に防犯・警備体制を見直し強化を図る。

(実施事項) 224

- ・ 学内への入構システムを見直し、学生の安全確保を図る。

○ 学生・職員の健康管理に関する具体的方策

- ◇ 保健管理センターを中心に学生・職員の健康診断及び相談体制を充実する。

(実施事項) 225

- ・ （平成 20 年度完了）

VI 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
 - 1 短期借入金の限度額
24億円
 - 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

| 施設・設備の内容 | 予定額（百万円） | 財 源 |
|---|-------------|--------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・（旦那原）耐震対策事業 ・（挾間）ライフライン再生事業 ・（挾間）医学部定員増に伴う教育用施設整備 ・（旦那原）自然エネルギー利用教育のための太陽光・風力ハイブリッド発電システム | 総額 1,698 | 施設整備費補助金 (1,227) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・（旦那原） 学生寄宿舎整備事業 | | 長期借入金 (民間金融機関) (418) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模改修 | | 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (53) |

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 研究に関する目標を達成するための措置
 - 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ・平成20年度までに実施した教育特任教授制度及び教員組織等の検証を行い、研究実施体制の改善を図る。
- (2) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・これまでに構築した人的資源の機動的な活用方法について検証を行い、必要な改善策を講じる。
- (3) 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置
 - ① 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - ・平成19年度に実施した教員評価の検証結果に基づき、必要な改善策を講じる。また、事務職員の人事考課試行実施状況について点検し、本実施する。
 - ・学長表彰の実施状況について検証を行い、職員のモチベーションの向上に繋がる、より効果的な表彰を行う。
 - ② 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・これまでに整備した多様な勤務体制及び服務基準に基づき、兼業の実施状況について検証を行い、必要な改善策を講じる。
 - ・事務改革会議において、事務体制の整備状況について点検・評価を行う。
 - ・これまでに構築した専門性や適性を重視した人事制度について検証を行い、必要な改善策を講じる。
 - ③ 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ・任期制及び公募制について検証を行い、優秀な人材の積極的登用を推進するとともに、公募制の充実を図る。
 - ④ 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・平成21年度人件費シミュレーションを作成し、適正かつ効率的な人事管理を行う。
 - ・総人件費改革を踏まえ、平成17年度人件費から概ね4%削減を図る。
- (4) 安全管理に関する目標を達成するための措置
 - ① 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
 - ・全学的に安全管理の強化を図るとともに、自己点検を行い、必要な改善策を講じる。
 - ② 学生等の安全確保等に関する具体的方策
 - ・学校危機管理マニュアルを活用の上、訓練を実施し、児童・生徒の安全確保を徹底する。
 - ・学内への入構システムを見直し、学生の安全確保を図る。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数1,420人
また、任期付職員数の見込みを200人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み13,404百万円（退職手当は除く）

(別紙)

○ 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

(別表)

○ 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成21年度 予算

(単位:百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 10,225 |
| 施設整備費補助金 | 1,227 |
| 船舶建造費補助金 | 0 |
| 施設整備資金貸付金償還時補助金 | 0 |
| 補助金等収入 | 15 |
| 国立大学財務・経営センター施設費交付金 | 53 |
| 自己収入 | |
| 授業料, 入学金及び検定料収入 | 3,366 |
| 附属病院収入 | 10,752 |
| 財産処分収入 | 0 |
| 雑収入 | 311 |
| 産学連携等研究収入及び寄附金収入等 | 889 |
| 引当金取崩 | 368 |
| 長期借入金収入 | 418 |
| 貸付回収金 | 0 |
| 承継剰余金 | |
| 目的積立金取崩 | 702 |
| 計 | 28,326 |
| 支出 | |
| 業務費 | |
| 教育研究経費 | 9,271 |
| 診療経費 | 12,089 |
| 一般管理費 | 3,524 |
| 施設整備費 | 1,698 |
| 船舶建造費 | 0 |
| 補助金等 | 15 |
| 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 | 889 |
| 貸付金 | 0 |
| 長期借入金償還金 | 840 |
| 国立大学財務・経営センター施設費納付金 | 0 |
| 計 | 28,326 |

[人件費の見積り]

期間中総額13,404百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額10,207百万円)

※「施設整備費補助金」のうち, 前年度よりの繰越額1,134百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | |
| 經常費用 | 25,898 |
| 業務費 | |
| 教育研究経費 | 3,262 |
| 診療経費 | 5,249 |
| 受託研究費等 | 289 |
| 役員人件費 | 375 |
| 教員人件費 | 7,834 |
| 職員人件費 | 6,401 |
| 一般管理費 | 651 |
| 財務費用 | 233 |
| 雑損 | 0 |
| 減価償却費 | 1,604 |
| 臨時損失 | |
| 収益の部 | |
| 經常収益 | 25,900 |
| 運営費交付金収益 | 10,056 |
| 授業料収益 | 2,972 |
| 入学金収益 | 438 |
| 検定料収益 | 113 |
| 附属病院収益 | 10,752 |
| 受託研究等収益 | 326 |
| 補助金等収益 | 15 |
| 寄附金収益 | 499 |
| 財務収益 | 27 |
| 雑益 | 441 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 133 |
| 資産見返補助金等戻入 | |
| 資産見返寄附金戻入 | 105 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 23 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 2 |
| 目的積立金取崩益 | 149 |
| 総利益 | 151 |

[収支が均衡しない理由]

- ・ 經常収益の附属病院収益から支払う独立行政法人国立大学財務・経営センターへの長期借入金償還に係る元金（629百万円）は費用計上しないため費用が減少する。
- ・ 附属病院収益により取得された建物工作物等については、減価償却額（478百万円）の戻入処理を行わないため費用が増加する。

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分 | 金 額 |
|-------------------|--------|
| 資金支出 | 30,416 |
| 業務活動による支出 | 23,881 |
| 投資活動による支出 | 1,260 |
| 財務活動による支出 | 1,725 |
| 翌年度への繰越金 | 3,550 |
| 資金収入 | 30,416 |
| 業務活動による収入 | 24,768 |
| 運営費交付金による収入 | 9,322 |
| 授業料・入学金及び検定料による収入 | 3,365 |
| 附属病院収入 | 10,750 |
| 受託研究等収入 | 441 |
| 補助金等収入 | 15 |
| 寄附金収入 | 527 |
| その他の収入 | 348 |
| 投資活動による収入 | 1,294 |
| 施設費による収入 | 1,280 |
| その他の収入 | 14 |
| 財務活動による収入 | 418 |
| 前年度よりの繰越金 | 3,936 |

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

| | |
|---------|--|
| 教育福祉科学部 | 学校教育課程 400人 （うち教員養成に係る分野 400人） 情報社会文化課程 200人 人間福祉科学課程 380人 |
| 経済学部 | 経済学科 520人 経営システム学科 520人 地域システム学科 180人 第3年次編入学 20人 |
| 医学部 | 医学科 570人 （うち医師養成に係る分野 570人） 看護学科 260人 |
| 工学部 | 機械・エネルギーシステム工学科 320人 電気電子工学科 320人 知能情報システム工学科 280人 応用化学科 240人 福祉環境工学科 320人 第3年次編入学 20人 |
| 教育学研究科 | 学校教育専攻 12人 （うち修士課程 12人） 教科教育専攻 66人 （うち修士課程 66人） |
| 経済学研究科 | 経済社会政策専攻 16人 （うち修士課程 16人） 地域経営政策専攻 24人 （うち修士課程 24人） 地域経営専攻 9人 （うち博士課程 9人） |
| 医学系研究科 | 医学専攻 30人 （うち博士課程 30人） 病態制御医学専攻 33人 （うち博士課程 33人） 生体防御医学専攻 18人 （うち博士課程 18人） 分子機能制御医学専攻 30人 （うち博士課程 30人） 環境社会医学専攻 9人 （うち博士課程 9人） 医科学専攻 30人 （うち修士課程 30人） 看護学専攻 32人 （うち修士課程 32人） |

| | | |
|-----------------|------------------|------|
| 工学研究科 | 機械・エネルギーシステム工学専攻 | 54人 |
| | (うち修士課程) | 54人) |
| | 電気電子工学専攻 | 54人 |
| | (うち修士課程) | 54人) |
| | 知能情報システム工学専攻 | 48人 |
| | (うち修士課程) | 48人) |
| | 応用化学専攻 | 42人 |
| | (うち修士課程) | 42人) |
| | 建設工学専攻 | 30人 |
| | (うち修士課程) | 30人) |
| | 福祉環境工学専攻 | 42人 |
| (うち修士課程) | 42人) | |
| 物質生産工学専攻 | 18人 | |
| (うち博士課程) | 18人) | |
| 環境工学専攻 | 18人 | |
| (うち博士課程) | 18人) | |
| 福祉社会科学研究科 | 福祉社会科学専攻 | 24人 |
| | (うち修士課程) | 24人) |
| 教育福祉科学部附属小学校 | 720人 | |
| | 学級数 | 18 |
| 教育福祉科学部附属中学校 | 480人 | |
| | 学級数 | 12 |
| 教育福祉科学部附属幼稚園 | 160人 | |
| | 学級数 | 5 |
| 教育福祉科学部附属特別支援学校 | 60人 | |
| | 学級数 | 9 |